

# 国立大学法人上越教育大学カリキュラム企画運営会議産学協働による学生の社会的・職業的自立を促す教育開発プロジェクト企画委員会細則

(趣旨)

**第1条** この細則は、国立大学法人上越教育大学カリキュラム企画運営会議規程（平成18年規程第16号。以下「規程」という。）第10条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学カリキュラム企画運営会議（以下「企画運営会議」という。）の専門部会として、産学協働による学生の社会的・職業的自立を促す教育開発プロジェクト企画委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学改革推進等補助金（大学改革推進事業（産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業））「産学協働による学生の社会的・職業的自立を促す教育開発」に関する企画運営
- (2) その他前号に掲げる事業を推進するために必要な事項

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 企画運営会議議長
- (2) 学長が指名した学校ボランティア支援室員若干人
- (3) 学長が指名したG P支援室員若干人
- (4) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

**第4条** 前条第2号から第4号までに掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前条第2号から第4号までに掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の末日までとする。

(委員長等)

**第5条** 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、企画運営会議議長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

**第6条** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

**第8条** 委員会に関する事務は、学務部教育支援課において処理する。

(その他)

**第9条** この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、企画運営会議が別に定める。

## 附 則

この細則は、平成24年10月16日から施行する。